

船員保険のご案内



私たちの海産と水産を支える

船員とご家族みなさまの
健康と福祉を全力で支援します



全国健康保険協会 船員保険部
船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2

ステージビルディング14F

0570-300-800

03-6862-3060 (IP電話・PHSご利用の方)

午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日、年末年始は除く)



全国健康保険協会ホーム>船員保険

船員保険部

検索

船員保険の保険給付



◆職務外の病気やけが等で受けられる給付の種類

給付の種類	給付される場合	給付額															
療養の給付	病気やけがで 必要な医療を受けたとき	<療養に関する費用の給付割合>															
		<table border="1"> <tr> <td>義務教育就学前</td> <td>9割 (患者負担2割)</td> </tr> <tr> <td>70歳未満</td> <td>7割 (患者負担3割)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70歳以上</td> <td>一般</td> <td>9割 (患者負担2割)^(※)</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>7割 (患者負担3割)</td> </tr> </table> <p>(※)「2割」については、一部の患者等の軽減特別措置により、9割「1割」とされています。 * 現役並み所得者とは標準報酬月額28万円以上の入</p>	義務教育就学前	9割 (患者負担2割)	70歳未満	7割 (患者負担3割)	70歳以上	一般	9割 (患者負担2割) ^(※)	現役並み所得者	7割 (患者負担3割)						
義務教育就学前	9割 (患者負担2割)																
70歳未満	7割 (患者負担3割)																
70歳以上	一般	9割 (患者負担2割) ^(※)															
	現役並み所得者	7割 (患者負担3割)															
療養費	立替払いをしたときなど																
下船後の療養給付	乗船中に 病気やけがをしたとき	<療養に関する費用の給付割合> 下船日から3ヵ月目の末日までの間は、自己負担なしで療養を受けることができます。 * 請求権は乗船期間中の書を探出す必要があります。															
高額療養費 (高額介護 合算療養費)	医療費が高額 になったとき ●1ヵ月間の医療費自己負担に ついて限度額を超える額を支 給します。 (介護保険の自己負担分の合 計額が若くし高額になったと きは、高額介護合算療養費が 支給される場合があります。)	<70歳未満の同一月内の自己負担限度額>															
		<table border="1"> <tr> <td>上位所得者</td> <td>150,000円 + [(標準療養費 - 500,000円) × 1%] <多数回該当率^(※): 83,400円></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>90,100円 + [(標準療養費 - 287,000円) × 1%] <多数回該当率^(※): 44,400円></td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>36,400円 <多数回該当率^(※): 24,800円></td> </tr> </table> <p>* 上位所得者とは標準報酬月額50万円以上の入 * 低所得者とは15万円未満の所得者</p>	上位所得者	150,000円 + [(標準療養費 - 500,000円) × 1%] <多数回該当率 ^(※) : 83,400円>	一般	90,100円 + [(標準療養費 - 287,000円) × 1%] <多数回該当率 ^(※) : 44,400円>	低所得者	36,400円 <多数回該当率 ^(※) : 24,800円>									
上位所得者	150,000円 + [(標準療養費 - 500,000円) × 1%] <多数回該当率 ^(※) : 83,400円>																
一般	90,100円 + [(標準療養費 - 287,000円) × 1%] <多数回該当率 ^(※) : 44,400円>																
低所得者	36,400円 <多数回該当率 ^(※) : 24,800円>																
		<70歳以上の同一月内の自己負担限度額>															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>個人世帯 (外世帯のみ)</th> <th>世帯単位 (外世帯+入居)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み 所得者</td> <td>44,400円</td> <td>90,100円 + [(標準療養費 - 287,000円) × 1%] <多数回該当率^(※): 44,400円></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者^(※)</td> <td>8,000円</td> <td>24,800円</td> </tr> <tr> <td>低所得者^(※)</td> <td></td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 現役並み所得者とは標準報酬月額28万円以上の入居者で、かつ収入が夫婦標準50万円以上、 世帯別で38万円以上の所得の世帯保険者およびその世帯員者 * 低所得者^(※)とは15万円未満の所得者 * 低所得者^(※)とは15万円未満の所得で世帯収入150万円以下者</p>	所得区分	個人世帯 (外世帯のみ)	世帯単位 (外世帯+入居)	現役並み 所得者	44,400円	90,100円 + [(標準療養費 - 287,000円) × 1%] <多数回該当率 ^(※) : 44,400円>	一般	12,000円	44,400円	低所得者 ^(※)	8,000円	24,800円	低所得者 ^(※)		15,000円
所得区分	個人世帯 (外世帯のみ)	世帯単位 (外世帯+入居)															
現役並み 所得者	44,400円	90,100円 + [(標準療養費 - 287,000円) × 1%] <多数回該当率 ^(※) : 44,400円>															
一般	12,000円	44,400円															
低所得者 ^(※)	8,000円	24,800円															
低所得者 ^(※)		15,000円															
傷病手当金	病気やけがで仕事を休み 給金が受けられないとき	1日につき標準報酬日額の3分の2を、 支給を始めた日から90日の範囲で支給															
出産手当金	出産のため仕事を休み 給金が受けられないとき	1日につき標準報酬日額の3分の2を、 妊娠の開始した日から、出産の日後56日の範囲で支給															
出産育児一時金	妊娠4ヵ月以上で 出産したとき	1児につき420,000円 ^(※2) 「産後休業制度」を利用することで、出産育児一時金の請求手続きは医療機関等が行い、医療 機関等での窓口負担を軽減することができます。															
葬祭料	死亡したとき	50,000円 ^(※3)															
葬祭料付加金	死亡したとき	(被保険者の資格喪失時の標準報酬月額2ヵ月分 ^(※4) - 50,000円) ^(※5)															
その他		保険外住居療養費、訪問看護療養費、入院給付療養費、入院時生計療養費、葬儀費															

※1 同一世帯で1世帯(世帯12ヵ月)に3回以上高額療養費の支給を受けている場合に、4回目から自己負担限度額が >の範囲に変わります。(多数回該当)
※2 ただし、妊娠22 週未満または産科医療賠償制度に加入していない医療機関において出産した場合は、300,000円。
※3 死亡した方に家族がいない場合は、葬祭を行った人に50,000円の範囲で実際に費用に合わせた支払。
※4 家族(被扶養者)の方が死亡した場合は、1.4ヵ月分。(保険料負担割合)
※5 死亡した方に家族がいない場合は、葬祭を行った人に標準報酬月額の2ヵ月分の範囲で実際に費用に合わせた費用から葬祭料の額を控除した額。



- 1 傷病手当金・出産手当金の支給に際し、報酬と被扶養が行われます。
- 2 家族(被扶養者)の方は、下船後の療養給付と傷病手当金・出産手当金の給付はありません。
- 3 既得任意継続被保険者の方は、傷病手当金の給付については一定の条件が必要となります。

船員保険通信

平成23年4月1日～平成24年3月31日



全国健康保険協会船員保険部では、船員保険の被保険者の皆さまに船員保険を身近に感じていただくため、毎年1回、「船員保険通信」を発行しております。
船員保険の決算の状況や関連する情報を加入者の皆さまにお届けします。

23年度を総括して

船員保険事業が国から協会に移管されて2年3か月が経過しました。23年度は、「定型的かつ健全な事業運営基盤の確立」と「加入者一人ひとりの健康増進」を目標として事業運営を行いました。

その結果、各種現金給付の支払いや保険金の交付などの基礎的な平常業務については、所要日数が短縮されるなど業務運営が軌道に乗りました。また、医療費通知、お客様満足度調査、船員保険生涯健康生活支援事業などの新しい取り組みにも着手しました。

一方で、東日本大震災の影響もあり、特定難診や特定保健指導の実施率は伸び悩みました。また、被扶養者資格の再確認を促進するなど、計画どおりとならなかった事業も生じました。

こうした状況を踏まえ、24年度においては、加入者の健康生活を支援するための各種事業や医療費適正化対策に関する取り組みを一層強化し、保険者機能を十分に発揮できるよう努力してまいります。また、中長期的な財政見直しを踏まえながら、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyokukaikanpo.or.jp/>

23年度決算の状況

23年度の船員保険の決算は34億円の黒字。法改正前^(※)の平成15年度から9年連続の黒字決算となっています。

(※) 船員保険は22年1月から改正法が施行され、事業上の増・減金額及び損益額にのびては、それ以外の増減が当期損益に反映されました。

▼平成23年度決算 (単位：百万円)

保険料収入	35,479
国庫補助金等	3,575
財務上年金等交付金	7,959
その他	1,041
収入計	48,054

被保険者数の減少に伴い、年々減少傾向となっています。

船員保険事業の費用の一部について、国からの補助金が交付されています。

法改正前の船員保険の経過給付に必要な経費について、労働保険特別会計（労災保険）から交付されています。この交付金については、船舶所有者が納めた労働保険料で賄われています。

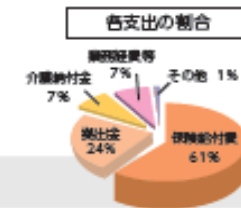
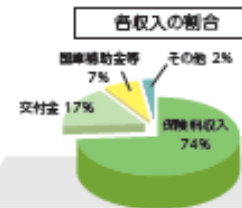
保険給付費	27,033
製出金等	10,840
介護納付金	3,266
業務経費等	3,251
その他	279
支出計	44,669

【内訳】
医療給付費 19,245百万円
※病院の診療等にかかった費用
現金給付費 3,511百万円
※傷病手当金などの給付金
年金給付費 4,499百万円
※障害年金や遺族年金など

高齢者の医療費等の経費のうせ船員保険が負担するものです。

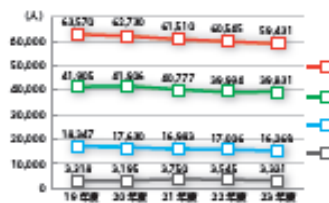
【内訳】
前期高齢者給付金 4,008百万円
後期高齢者支援金 5,637百万円
滞期者給付給付金 1,194百万円
老人保健福祉金 0.3百万円

収支差 3,365



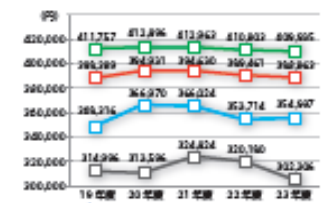
船員保険被保険者の状況

被保険者数の推移



船員保険の被保険者数は昭和46年をピーク（約27万人）に減少し続けています。しかし、近年は減少率が低下し、減少傾向に鈍止の兆かがかかっています。

標準報酬月額推移



平均標準報酬月額は19年度以降、上昇傾向にありましたが、22年度よりマイナスの伸びとなっています。

柔道整復施術療養費に関する広報

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、船員保険を使って治療を受けられる場合と受けられない場合があります。

船員保険を使うことができない場合は、治療にかかる費用が全額自己負担（白費扱い）となります。

柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただき、適切な受診、医療費の使用にご協力をお願いいたします。



○ 船員保険が使えます

- 急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉ばなれ）

※例えば、膝から足を踏み外し、足が床について、グキッと痛みを覚えた場合がこれにあたります。負傷原因が明確な場合は船員保険適用になります。

- 骨折、脱臼

（応急手当の場合、医師の同意は不要。但し、応急手当後の施術には医師の同意が必要です。）

※保険適用になるのは、上記のような場合のみです。

「保険がきく」という説明を受けていても、上記に当てはまらないと判明した場合は保険適用とはなりません。

なお、負傷の原因が交通事故の場合は、必ず船員保険部へご連絡ください。

また、開業中や開業直上の費用は労災保険の適用になり、船員保険は使用できません。

× 船員保険は使えません

- 日常生活による疲れ、肩こり、腰痛、体調不良など

- スポーツによる筋肉疲労、明確な負傷原因のない腰痛

- 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等の疾患からくる痛みやこり

- 打撲・挫傷が治癒したあとの腫れとした施術、マッサージ代わりの利用や治療の見込みのない長期間かつ過熱とした施術

- 外科・整形外科で治療中であって、同時期に同部位の施術を船員保険より受けている場合

※上記のような場合は船員保険の適用にはなりません。全額自己負担（白費扱い）になります。

一旦保険適用として受診した場合でも、上記に当てはまると判明した場合、船員保険で負担した治療費についてお返しいただくこととなります。

◆船員保険を使用して柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる場合は、以下の点にご注意ください。

- 船員保険証を必ず提示しましょう。

- 負傷原因を正確に船員保険部へお伝えください。

「いつ」「どこで」「どのように」負傷したかを船員保険部へ具体的に伝えてください。

- 施術内容を医師の上、療養費支給申請書には必ず自分で署名（または捺印）をしてください。

これは被保険者（治療を受けた方）が本来、請求すべき保険給付を船員保険部へ委任し、船員保険部が被保険者（治療を受けた方）に代わって保険給付金を受け取るために必要な書類です。申請内容をよく確認して、ご自分で署名（または捺印）をしてください。

- 必ず領収証をお受け取りください（平成22年8月開始分より領収証の無償交付が義務付けられています）。

診療の内容や金額を確認するためにも、領収証をお受け取りください。領収証は医療費控除の対象となりますので、大切に保管してください。

- 治療が頻回く場合は一度、医師の診察を受けてください。

慢性化および症状が固定化した負傷については船員保険が使えません。また、長期治療を受けても快方に向かわない場合は内科的要因（ケガではなく病気による症状の可能性）も考えられます。一度、医師の診察を受けてください。

◆治療・施術内容について「船員保険部」よりお尋ねすることがあります。

船員保険部より、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。柔道整復師にかかったときは、医師の記録（負傷部位・治療日・治療内容など）・領収書の保管をしていただき、ご自身でご回答いただきますようお願いいたします。



入院中の方、これから入院予定の方、高額な外来診療を受ける方は、限度額適用認定証をご利用ください

高額な医療費の窓口負担を軽減できます

平成24年4月1日から、これまでの入院に加え外来診療でもご利用いただけます。

●限度額適用認定証とは

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に表示することで、医療機関ごとにひと月の支払額が「自己負担限度額」までとなります。

※食事代や保険適用とならない費用（差額ベッド代など）は別途お支払いが必要です。

※70歳以上で所得区分が一般、及び並み所得の方は「高齢受給者証」を提示することによって自己負担限度額までの支払いとなります。

※所得区分が低所得の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

●限度額適用認定証のお申し込み方法

「船員保険限度額適用認定申請書」を船員保険部へ提出（郵送）してください。なお「限度額適用認定証」の発行に1週間程度かかりますので、日程に余裕をもって申請ください。

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

整骨院や接骨院などの柔道整復師にかかる場合、被保険者証を使って治療を受けられる場合と受けられない場合があります。柔道整復師へのかかり方を正しくご理解していただき、適切な受診にご協力をお願いいたします。

○ 船員保険が使えます

- 急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉ばなれ）
- 骨折、脱臼（応急手当の場合、医師の同意は不要。ただし、応急手当後の施術には医師の同意が必要です。）
- ※負傷原因が明確な場合は船員保険が使えます。
- ※交通事故の場合は、必ず船員保険部へご連絡ください。

× 船員保険が使えません（例）

- 単なる（慢性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 脳卒中後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない慢性の施術
- 外科・整形外科で同じ負傷等の治療中の場合
- 労災保険が適用となる仕事や運動場での負傷

◆柔道整復師にかかる場合は、以下の点にご注意ください

- 被保険者証を必ず提示しましょう。
- 「いつ、どこで、どうして」負傷したのか（負傷原因）を船員保険部へ具体的に伝えてください。
- 施術内容を医師の上、療養費支給申請書には必ず自分で署名（または捺印）をしてください。

これは被保険者（治療を受けた方）が本来請求すべき保険給付を船員保険部へ委任し、船員保険部が被保険者（治療を受けた方）に代わって保険給付金を受け取るために必要な書類です。申請内容をよく確認して、ご自分で署名（または捺印）をしてください。

- 必ず領収証をもらってください。領収証は医療費控除の対象となりますので、大切に保管してください。

- 治療が長期にわたる場合は、内科的要素も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

◆治療内容などについて「船員保険部」よりお尋ねすることがあります

柔道整復師にかかったときは、医師の記録（負傷部位・治療日・治療内容など）・領収書の保管をしていただき、船員保険部より照会がありましたらご自身で回答できるようご協力をお願いいたします。

船員保険療養補償証明書の適正なご利用をお願いします

船員保険では、原則として船舶中に発生した船舶外の病気やけがについて、下船日から3ヶ月目の日の属する月の末日までの間は、医療機関に「船員保険療養補償証明書」を提出することにより、自己負担なしで受診できます。

× 療養補償の対象にならない場合（例）

- 船舶前日から医療機関で治療を受けている病気やけが
- 船舶中に発生した病気やけがで、すでに療養補償証明書を使用して受診し、一度「下船後3ヶ月満了年月日」を過ぎているもの
- 船舶中に発生した病気やけが（自宅待機中の場合も含みます）
- 船舶前に受けた健康診断でわかった病気の療養を船舶後に受ける場合

※雇入契約存続中に発生したものであっても船舶外で発生したものは原則として対象外です。